

## 第21

## 行政庁の被災者支援

今回の大震災の後、国及び府県・市・町などの地方公共団体は、被災者の救援及び被災地の復興のため、各種の支援策を打ち出しています。

ここでは、災害救助法を適用された神戸市の対応を中心として、その主なものを説明しています(いずれも平成7年1月20日現在)。今後、さらに阪神・淡路大震災復興基金の創設などによる各種の支援が行われる予定です。

## 1 災害救助法と激甚法の適用地域

## Q278

今回の大震災で、災害救助法と激甚法の適用が決定されている市町はどこですか。

A

災害救助法の適用地域は、兵庫県の10市10町と大阪府5市の合計25市町です。また、激甚法の適用地域は、兵庫県の8市7町と大阪府1市の合計16市町です。それぞれの具体的市町村名は、巻末資料6「災害救助法等指定地域一覧表」を参照して下さい。

## 2 罹災証明書の発行

## Q279

震災の場合罹災証明書が市町村から発行されていますが、その内容などについて教えてください。

A

- (1) この章で述べる被災者の救済措置は、Q280以下で具体的に述べているとおり多岐にわたります。これらの救済措置を受けるための証明書が罹災証明書です。罹災証明書は、火事や災害で家屋が被害を受けた場合に被害状況を自治体が具体的に確認したうえで発行されます。
- (2) 発行者は、市町(神戸市は区)が発行しますが、焼失の場合は、消防署長が発行します。

証明の対象は、建物のみで、家財や自動車などは対象外です。建物の損壊が全壊、半壊、一部損壊のいずれに当たるかを表示しています。

この評価基準は、昭和43年に定められた国の災害の被害認定統一基準に基づき評価されるのが原則ですが、今回の阪神・淡路大震災では、損傷を受けた家屋が多いため、通常よりは簡易な方法で発行されています(神戸市ではあらかじめ目視で調査した被害台帳に基づいて処理されています。自己申告で処理した市もあったようです)。損壊の程度により支給される弔慰金・復旧貸付金の限度額などが異なることになるため、窓口では市の認定をめぐるトラブルが多発

している様子です。

全損・半損・一部損壊を区別する基準について、「第12 損害保険関係」の1・Q180を参照して下さい。

(3) 神戸市は2月6日から交付を始めましたが(それまでの間は罹災届証明書を発行)、被災地である他の市町でも行っています。手続は、本人か代理人が、自治体窓口で、申請書類に、氏名・罹災場所・持家か借家か・住宅か非住宅かなどを記入して申請します(認印が必要ですが、紛失した人はなくても差し支えありません)。郵便で申請しても受け付けています。無料。

(4) 罹災証明書が必要となるのは、次に掲げるような場合です。

災害弔慰金、義援金、税金の減免、公営住宅入居の優遇措置、住宅購入や事業資金のための融資、各種保険金の申請、健康保険証・預金通帳の再発行などです。罹災証明書の添付を要求される場合でも、原本でなく、コピーで足りるから、交付を受けた罹災証明書は大切に保管して下さい。

### 3 法律及び条例などに基づく各種給付金と貸付制度

#### Q280

災害弔慰金法(災害弔慰金の支給等に関する法律)などに基づく被災者の救済措置を具体的に説明して下さい。

**A** 次に掲げる災害弔慰金などが市町村を窓口として支給されます。

(1) 災害弔慰金(法3条)

災害により死亡した被災者の遺族(配偶者、子、父母、孫及び祖父母の範囲。内縁を含む)に支給されるものです。

生計維持者又は世帯主であれば1人500万円、その他の場合は1人250万円が支給されます。

なお、芦屋市では、迅速に被災者の遺族に支給を行うため、戸籍謄本などによる遺族の認定作業を一部弁護士に委託する方針を決めたと報じられています(平成7年2月12日読売新聞)。

(2) 災害障害見舞金(法8条)

災害により、負傷又は病気になったり、両眼失明など所定の障害が残った場合に支給される見舞金で、生計維持者は250万円、その他は125万円です。医師の診断書が必要です。

(3) 兵庫県災害援護金(義援金交付対象者へ併給)

住居が全壊・半壊した世帯や重症を負った被災者に対する給付金です。全壊は1世帯につき10万円、半壊は5万円、重傷者に1人1万円が支給されます。いずれも市町の福祉課に問い合わせて下さい。

#### Q281

災害義援金の支給は、どのような配分基準で行われますか。

**A** (1) 今回の阪神・淡路大震災には、多くの義援金が寄せられ、2月6日、7日から神戸市、宝塚市などの市町で義援金の

給付が始まりました。

第一次配分は、当該市町に住民登録か外国人登録をしている被災者で、

- ① 死亡者・行方不明者の遺族に対して10万円
- ② 住家が全壊・全焼の場合は世帯主に10万円
- ③ 住家半壊・半焼の場合の世帯主にも10万円が支給されます。

- (2) 申請は、世帯主本人、その代理人、死亡・行方不明者の場合は同一世帯や同一生計者又は住民登録・外国人登録上の住所が同じ者が、本人確認の証明書・罹災証明書、印鑑（署名で可）などを添付して行います。申請当日交付される交付決定書により指定金融機関から受け取ることになります。

その後、神戸市では、住民票を移していない被災者や死亡・行方不明者の申請者を直系の血族にまで緩和しました（平成7年2月11日朝日新聞）。

実際には家屋が倒壊しているにもかかわらず、越境入学などの関係で他の市町に形式的に住民登録をしている被災者が罹災証明書が発行されず、これらの義援金などの支給を受けることができないケースがありました。しかし、住宅の被害も「住民登録している住居」から「被災当時居住していた住居」に改められましたので、被災家屋に居住していたことを証明すれば、義援金などの交付は受けられるはずです。

- (3) 義援金は、兵庫県南部地震災害義援金募集委員会（兵庫県・日本赤十字社・兵庫県共同募金会など15機関）が集約し、市町に寄せられた義援金を含めて各市町で配分に差がでないように調整され、各市町を

通じ被災者へ支給されることになっています。義援金として集まった額は、2月13日現在約830億円とのことです。

## Q282

各種の災害援護資金の貸付制度があると聞きましたが、その概要を教えてください。

A

2月15日現在の制度を述べてみますが、無利子の据置期間・返済期間の延長、利子補給などの特別立法が行われる予定です。

- (1) 各自治体では、被災者に対して住民に災害援護資金や生活福祉資金の特別貸付を行っていますが、市町によって融資の金額、限度額、対象者、受付期間などが異なっていますので、居住している市町に問い合わせて下さい。
- (2) 災害援護資金の貸付（災害弔慰金法10条）

災害救助法の適用区域内の被災者に対して、災害により、世帯主が負傷したり、相当に住居・家財が損害を受けた場合には、350万円を限度額として災害援護資金の貸付が受けられます（所得制限あり）。

償還期間10年（うち3年据置、据置期間は無利子）、利率年3%

- (3) 生活福祉資金特別貸付

家族が災害により死亡又は負傷し、あるいは住居の損壊などにより生活資金に困窮している世帯に対し、県社会福祉協議会から貸付が行われています。償還期間は4年以内（うち1年据置、据置期間は無利子、利率年3%、限度額10万円（全壊・世帯主死亡の場合は20万円））

です。問合せ先は、各市福祉協議会。これは、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付です。

なお、この特別貸付は、被災直後の生活困窮者を対象にしているもので、神戸市の場合には2月9日に受付を終了しています。

#### (4) 大阪市緊急融資制度の貸付

大阪市では、被災者支援策として、被災した人が大阪市内へ転居する場合の必要資金を無担保・低利で貸し出す緊急融資制度を創設しました。

大阪市内に勤務している人であれば、転居に必要な敷金・保証金のうち100万円を融資します。3年間は無金利で据置き、4年以降は年利3.15%程度の超低利に設定する方針です。ただし、年収1200万円以下の被災者に限ります。

その他にも、各市町で「生活援護資金貸付」や「大阪府かけこみ緊急資金貸付」など小口融資などがあるようです。それぞれの自治体に問い合わせて下さい。

## 4 住宅復旧を主たる対象とした 特別貸付金制度

Q283

震災で住居が全壊してしまいました。新たに住居を建設したいのですが、住宅復旧に対する貸付金制度の概要を説明して下さい。

A

(1) 兵庫県内での全壊は約8000戸、半壊は6万2000戸で、全半焼の家屋を含めると約15万戸が今回の震災で被害を受けました。

被災者に対して、地震発生から2年間は、災害復興住宅資金として特別の住宅資金の融資が認められています。

#### (2) 住宅金融公庫の災害復興住宅資金貸付

① 住宅金融公庫は、被災者に対する住宅建設・購入資金や損壊家屋の補修のための特別融資を行っています（災害復興住宅資金貸付。同公庫法17条6項）。今回の阪神・淡路大震災の被災者に対しては、従来の融資条件よりも、大幅な融資額の増加や据置期間が延長されています。

② 融資受付期間は、被害発生から2年間、建築の場合は住居の損傷状況が5割以上と認定された人、補修は住居に10万円以上の被害を受けた人が対象です。

③ 今回の特例措置により、融資限度額が大幅に引き上げられ、また、自分が住まなくても被災した親族のために家を建築する場合にも災害復興融資を利用できるようになり、高齢者のローン負担の軽減に配慮しています。

④ 引き上げられる融資限度額（土地取得資金と整地資金を除く）

##### ア 住宅建設資金

木造 → 1530万円（現行1020万円）

耐火・準耐火 → 1590万円（現行1090万円）

##### イ 住宅購入資金（新築）

木造 → 2650万円（現行1690万円）

耐火・準耐火 → 2710万円（現行1760万円）

ウ 補修資金

木造 → 780万円（現行550万円）

耐火・準耐火 → 830万円（現行600万円）

- ⑤ 1月下旬から受付は始まっていますが、特例措置以前に受付を済ませた場合には、遡って限度額の引上げが適用されます。詳しくは住宅金融公庫に照会して下さい。

(3) (2)の災害復興住宅貸付の上乗せ低金利融資制度の創設

兵庫県は、創設予定の「兵庫県南部震災復興基金（仮称）」の運用益を利用して、被災地での住宅再建を促進するため、独自の資金援助を実現する制度を検討中です。詳細は未定ですが、融資額は800万円をめどとし、金利は住宅金融公庫の見直し後の金利をみて決定する由です。

(4) 被災住宅向け低利融資制度の創設など

具体的な支援の内容は、各市町によって異なります。市町ごとの名称を挙げておきますので、その内容や詳細は338頁の一覧表をご参照下さい。

① 大阪府

- ア 個人住宅建設購入資金融資あっせん
- イ 災害復興住宅補修助成金
- ウ 緊急住宅融資
- エ 緊急融資（復旧資金）
- オ 復旧資金融資（直接被災分）
- カ 復旧資金融資（経営安定分）

② 豊中市

- ア 一般住居用家屋等

イ 修復資金貸付金あっせん

- ③ 箕面市家屋被害貸付金
- ④ 池田市「兵庫県南部地震対策」貸付金
- ⑤ 吹田市災害復興住宅資金融資にかかわる利子補給制度
- ⑥ 高石市災害復旧資金融資利子補給金
- ⑦ 大阪市
  - ア マンション資金融資
  - イ 災害復興住宅資金にかかわる利子補給金
  - ウ 保証金等の入居一時金融資
- ⑧ 尼崎市地震被災住宅補修資金緊急特別融資あっせん
- ⑨ 神戸市災害復興住宅特別融資

## 5 中小企業者の事業復興のための特別融資制度

### Q284

中小企業に対する復興資金対策はどのように実施されているのでしょうか。

### A

(1) 今回の大震災で被災した中小企業に対する資金対策としては、大別して次に掲げるものがあります。

- ① 政府系3金融機関（国民金融公庫・中小企業金融公庫・商工組合中央金庫）による災害復旧貸付制度、激甚災害指定による特例措置

② 中小企業信用保険公庫の信用保険の特例の適用

③ 府県・市町の災害復旧特別融資制度

そして、今回の震災が中小企業にも甚大な損害をもたらしたことにかんがみ、金利の優遇措置、融資限度額の引上げ、据置期間と返済期間の延長などの特別措置が特別立法で手当てされる予定です。

また、兵庫県や神戸市など被災した府県と市町も新たな特別融資制度を創設又は各種融資条件の緩和措置をとっています。

(2) これらの融資対象となる「中小企業」とは、中小企業基本法で定める中小企業をいいます。すなわち、製造業は資本金1億円以下か従業員300人以下、卸売業は資本金3000万円以下か従業員100人以下、小売業・サービス業は資本金1000万円以下か従業員50人以下の会社及び個人事業です（中小企業基本法2条）。

## Q285

政府系3金融機関による災害復旧貸付制度の概要を説明して下さい。

A

(1) 国民金融公庫災害貸付

貸付限度額3000万円、貸出金利は3年間は3%、4年目以降4.9%、償還期間は10年（据置2年）でしたが、激震法指定による特別措置として当初3年間は2.5%に、4年・5年目は4.15%、また、売上が前年同期比30%減見込みの企業も4.45%が適用されます（この限度額は1000万円、事業組合3000万円）。

(2) 中小企業金融公庫災害復旧貸付

直接貸付1億5000万円以内、代理貸付7000万円、貸出金利と償還期間は国民金融公庫と同じでしたが、(1)で述べた激震法指定による特別措置が同様にとられます。

(3) 商工組合中央金庫災害復旧貸付

商工中金所属組合及びその組合員に対する災害復旧貸付です。被災中小企業組合に対しては1組合200億円以内、1組合員20億円以内、貸出金利は3年間は3%、4年目以降4.9%、償還期間は、設備資金は20年以内、運転資金は10年以内ですが、(1)で述べた激震法指定による特別措置が同様にとられます。

(4) 中小企業信用保険公庫の信用保険

大阪府や兵庫県の信用保証協会が保証業務に積極的に乗り出せるように、中小企業が民間金融機関から無担保・無保証で借りられる保証枠の上限を1000万円から3000万円に3倍に引き上げ、融資対象企業の特別枠の設定（従業員5人以上も対象）、その他の条件を緩和する特別措置がとられることになっています。

## Q286

地方自治体が実施する中小企業に対する特別融資制度は、どのようなものですか。

A

被災都市の事業の復興は、早急に実現しなければならない課題です。各自治体では、罹災した中小企業者の支援策として緊急の低利融資制度を次々と明らかにしています。

各自治体とも、金利を2.5%前後と低く抑え、返済据置期間を設け、返済期限を延長しています。主なものは、被災した中小企業者へ低利貸付制度を設け、財産を失った人のために無担保・無保証の融資枠を拡大し、すでに融資を受けていた場合の金利の低減と返済期間の延長です。

ただし、これらは、各市町によって融資条件や予算額も異なり、細かい条件がありますから、その詳細は各市町の商工会議所に問い合わせして下さい。

## 1 神戸市中小企業融資制度

### (1) 震災復旧緊急特別資金融資

今回の震災で被災し、工場・店舗などが損壊したことにより事業活動に支障を生じている中小企業者及びその協同組合に、必要とする店舗・工場の復旧や建設、設備機器の購入などに必要な設備資金と運転資金の融資制度です。融資予定額900億円。

1企業最高5000万円、1組合1億円、組合員への転貸融資は最高5000万円。融資期間10年以内（据置3年）、利率年2.5%。

兵庫県信用保証協会の保証と担保・連帯保証人が必要です。

### (2) 震災復旧特例無担保無保証融資

被災したが担保も保証人もない場合には、この融資が利用できません。

被災した中小企業者で、申込前1年間の事業経営にかかる市民税の所得割を納付して、かつ、この融資の申込額を含めて、罹災復旧のために利用した保証協会の保証残高500万円以下であれば、この融資を受けることができます（予算額225億円）。

小規模事業者（従業員20人以下。商業・サービス業は5人）は、最高

500万円、国が無担保無保証人保険を拡充する法改正があれば、最高1000万円に増額される予定です。期間10年以内（据置3年）、500万円以下については7年以内（据置3年）で、利率年2.5%。

兵庫県信用保証協会の保証が必要です。

### (3) 償還期間の延長の実施

1月17日の大震災以前に市の融資制度に基づく残高があった被災した中小企業者は、償還期間1年の延長が認められます。

連帯保証人、取扱金融期間及び信用保証協会の承認が必要です。

### (4) 経済変動対策資金融資

罹災証明書 of 交付を受けられない人でも、震災の影響で経営の安定に支障が生じている場合、緊急に必要とする運転資金及び設備資金としてこの融資制度を利用できます。

神戸市内で1年以上同一事業を経営し、市民税を滞納していない人で、売上げの減少など中小企業保険法の定める要件を備える人なら融資を受けられます（予算額80億円）。

最高融資額2000万円、運転資金5年以内（据置1年）、設備資金7年以内（据置1年6ヵ月）、利率年2.8%。

兵庫県信用保証協会の保証が必要です。

問合せ先 神戸商工会議所（078-303-5810）

## 2 芦屋市中小企業融資制度

芦屋市でも、次に掲げる中小企業融資制度を実施しています。

### (1) 中小企業融資制度

運転資金は最高800万円、償還期間5年、設備投資は最高1000万円、償還期間7年（据置6ヵ月）、金利3.8%

### (2) 小規模事業資金融資制度

小規模事業資金融資と無担保無保証人融資があり、最高500万円、償還期間5年間(据置6ヵ月)、金利は同じ。

(3) 近代化資金融資制度

商業近代化資金として最高1500万円、償還期間10年(据置1年)、年利率3.6%

(4) 災害復旧資金融資制度

罹災証明を受けた人に対する融資制度で、運転資金500万円、設備資金1000万円、償還期間10年(据置3年)、年利率2.5%。兵庫県信用保証協会の保証が必要ですが、500万円以下の部分は市が負担。

問合せ先 芦屋市商工会館(0797-23-2071)

3 尼崎市中小企業融資制度

尼崎市の特別融資制度でも、次に掲げる融資制度があります。

(1) 兵庫県南部地震災害対策特別融資

運転資金・設備資金とも最高800万円、償還期間7年(据置2年)、年利2.5%。信用保証協会の保証料の2分の1(上限10万円)を市が助成します。

(2) 経済変動特別対策

サポート800・(1)と融資額・融資条件は同様ですが、罹災証明書がなくても融資します。

(3) 尼崎商工会議所・中小企業相談所のマル経融資(無担保・無保証人)制度

無担保・無保証、設備資金・運転資金ともに最高500万円(別枠100万円以内)、年利率4.85%、償還期間は設備資金は6年(据置6ヵ月)、運転資金は4年。据置6ヵ月。

問合せ先 尼崎商工会議所中小企業相談所(06-411-2251)

4 川西市・宝塚市の中小企業融資制度

(1) 川西市

中小企業振興資金(災害特別資金)融資斡旋制度

設備資金1000万円、運転資金500万円、償還期間10年(据置3年)、年利2.5%による融資と償還期間の1年延長を実施します。

(2) 宝塚市中小企業融資

中小企業振興事業災害特別資金(設備資金・運転資金ともに最高1500万円、償還期間は10年以内(据置3年)、年利率2.5%)や小規模企業振興災害特別資金(無担保無保証人。最高500万円、償還期間10年以内(据置3年)、年利率2.5%、(1)との併用付加)

5 大阪府災害復旧資金

大阪府も、所定の中小企業者に対して、貸付限度額7000万円、年利3.0%(2.5%に減少か)、設備資金10年(据置2年)、運転資金7年(据置1年)で、復旧資金を融資する制度があります。信用保証協会の保証が必要です。なお、豊中市では、借入時の信用保証料を、後日借入者の申請に基づき全額助成します。

詳細は、大阪府商工部金融課にお問い合わせ下さい(06-941-0351)。



被災された方へ 自治体の住宅など関連融資制度(平成7年2月21日現在)

事業主体	名称	融資対象	建設・購入		補修・修繕		受付期間	担当(受付場所)
			金利	融資額	期間	融資額		
大阪府	個人住宅建設購入資金融資あっせん	●大阪府内で罹災したもの ●公庫の災害復興住宅資金融資利用者	4.15% (固定)	1,000万円以内	25年以内	—	平成8年3月29日まで(予定)	住宅政策課 06-941-0351(代) 助成班⑨3034
	災害復興住宅補助助成金	●大阪府内の罹災住宅 ●公庫の「災害復興住宅資金融資」(補修分)利用者	—	—	—	600万円を限度に公庫金利の1%相当分を5年間助成	平成8年3月29日まで(予定)	住宅政策課 06-941-0351(代) 助成班⑨3034
	緊急住宅融資	●大阪府内に居住または勤務(勤労者) ●罹災証明書のある人	10年間 3%(家) 11年目以降 4%(家)	3,000万円以内	30年以内	3,000万円以内	平成7年12月29日まで	労働福祉課 06-941-0351(代) ⑨2872(大取、関西労働金庫)
豊中市	緊急融資(復旧資金)	●大阪府内に居住または勤務(勤労者) ●地震により被害を受けた世帯	—	—	—	100万円以内 500万円以内	平成7年12月29日まで	労働福祉課 06-941-0351(代) ⑨2872(大取、関西労働金庫)
	復旧資金融資(直接被災分)	●直接被災した中小企業者	2.5%(固定)	7,000万円(内、無担保3,000万円)	10年以内	設備 運転	平成7年7月31日まで	金融課金融係 06-941-0351(代) ⑨2644
	復旧資金融資(経営悪化(経営安定分))	●事業の停止・縮小 ●被災取引先の経営悪化 ●売上高の20%減少 ●中小企業者	2.8%(固定)	7,000万円(内、無担保3,000万円)	10年以内	設備 運転	平成7年7月31日まで	金融課金融係 06-941-0351(代) ⑨2644
豊中市	一般居住用家屋等	●市内居住者で被災住宅の所有者	—	—	—	150万円以内 2.5%(固定) ※ただし2.5%を利子補給金とする	平成8年7/13日まで	市民生活課 06-858-2178
	修復資金貸付金(あっせん)	●市内の木質住宅の所有者 ●敬喜の木質住宅戸数1棟3戸以上(府緊急融資(商工)利用者、木質が全壊の場合等は対象外)	—	—	—	50万円につき 500万円	平成8年7月31日まで	都市開発課 06-858-2427

事業主体	名称	融資対象	建設・購入		補修・修繕		受付期間	担当(受付場所)	
			金利	融資額	期間	融資額			期間
箕面市	家族緊急貸付金	●市内居住者で住宅に被害を受けた者(住宅の所有者)	—	—	—	0%	100万円以内	平成8年7月31日まで	市民生活課 0727-24-6723
	【兵庫県南播磨地震】対策貸付金	●市内に所在する被災した居住用家屋の所有者	0%	全額半額	—	500万円 300万円 100万円	7年以内 5年以内 3年以内	平成7年3月31日まで	土木整備課 0727-52-1111(代)
吹田市	災害復興住宅資金融資に追加される利子補給制度	●公庫の「災害復興住宅資金融資」利用者 ●市内に所在する住宅の所有者、賃借人	1,000万円を限度に公庫金利の1%相当分を5年間助成	—	—	600万円を限度に公庫金利の1%相当分を5年間助成	平成8年1月16日まで	産業経済室 06-384-1231(代)	
高崎市	災害復興住宅資金利子補給金	●市内に所在する被災した住宅の復旧費用を金融機関から融資を受けた者	300万円を限度に5%相当分を10年間助成	—	—	—	平成8年1月16日まで	社会福祉課 0722-65-1001(代) ⑨1310	
大阪市	マンション融資	●市内、市外被災者が、市内でマンションを購入する場合 ●公庫の「災害復興住宅資金融資」など利用者	当初5年 3.15% 6年目 4.15%	新築 1,200万円以内 中古 800万円以内	25年以内	—	平成7年3月31日まで ※引き続き受け付け予定	住宅整備公社相談課 06-243-6640	
	災害復興住宅資金にかかわる利子補給金	●市内の被災者 ●公庫の「災害復興住宅資金融資」など利用者	当初5年間 4.15%の利子が3.15%になるように利子補給	—	—	—	平成7年3月31日まで ※引き続き受け付け予定	都市整備局 融資受付窓口 06-208-9654 (借付を除く火水)	
尼崎市	保証金等の入居一時金融資	●市内に在住か在勤の被災者	3年間無利子 100万円を限度に10年間(前年所得が1,200万円以下の人が対象)	—	—	3.15%	平成7年3月31日まで ※引き続き受け付け予定	都市整備局 融資受付窓口 06-208-9654 (借付を除く火水)	
	地震被災住宅補修資金緊急特別融資あっせん	●市内にある被災住宅の所有者で、土地・建物に相当権を認定できる者 ●返済能力があると認められる人 ●年齢が満年齢以上70歳未満の人 ●外国人の場合は、永住資格を有する人	2.5%(固定)	家主1,000万円 個人 600万円	10年以内	—	平成8年3月31日まで	住宅政策課 06-489-6608	

事業主体 神戸市	名称 災害復興住宅 特別融資	融資対象 ●市内にある被災住宅の所有者	建設・購入 金利 10年間 3.7% 11年目以降 4.1% 融資額 新築 1,500万円 以内 中古 1,000万円 以内	期間 25年 以内	補修・修繕 金利 10年間 3.7% 11年目以降 4.1% 融資額 500万円 以内	期間 15年 以内	受付期間 平成9年 3月31日まで	担当 (受付場所) 住宅環境課 融資係 078-261-2749
-------------	----------------------	------------------------	--	-----------------	---	-----------------	-------------------------	--

資料出所：読売新聞大阪本社広告局

## 第22

### 阪神・淡路大震災に伴う特別立法

阪神・淡路大震災の被災者及び被災地の復興に対する対策として、現在さまざまな特別立法や条例の制定手続が進められ、また、各種施策を実現するための法改正の検討が行われています。

#### Q287

今回の震災を契機とする特別立法の概要について説明して下さい。

A

政府が2月17日に国会に提出した阪神・淡路大震災関連の緊急特別立法法案の概要は、次に掲げるとおりです(2月20日現在)。

#### (1) 阪神・淡路復興法案

- ① 目的
- ② 基本理念

阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ、共同して生活の再建及び経済の復興を緊急に図るとともに、地震などの災害に対して安全な地域づくりを緊急に推進し、活力ある関西圏の再生を実現する